

DAITO ROTARY

OSAKA JAPAN

CLUB WEEKLY BULLETIN

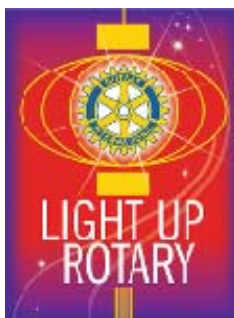
第2660地区
大東ロータリークラブ

- 事務所
〒574-0046 大東市赤井1丁目2-10
ポップタウン住道本館4階
TEL:072-875-1200
FAX:072-875-0590
E-mail:office@daito-rc.org
http://www.daito-rc.org/
- 例会
毎週火曜日 12時30分~1時30分
〒574-0076 大東市曙町4-6
大東市民会館 4階「大会議室」
TEL:072-871-0001

◆4つのテスト◆

言行はこれに照らしてから

- ① 真実かどうか？
- ② みんなに公平か？
- ③ 好意と友情を深めるか？
- ④ みんなのためになるかどうか？



創立 1967年 12月 26日

- 会長 高島 登
- 幹事 大東 弘
- 会報委員長 東野 喜次

大東ロータリー会長テーマ

「LIGHT UP DAITO 地域とともに輝きを」

2014年~2015年度
国際ロータリーのテーマ

ロータリーに輝きを

国際ロータリー会長
ゲイリー C.K. ホアン

平成 27年 3月 3日

No.2282

H27.2.24 (No.2281 の例会記録)

今週の卓話 (3月3日)

「今年の阪神タイガースについて」
ゲストスピーカー

元阪神タイガース監督 藤田 平氏
担当 西條 義昭 会員

次週の予定 (3月10日)

「法律の雑学」

間 紀夫 会員

先週の例会報告

◆ 出席報告 (2月24日分)

会員数 43名 出席数 35名 欠席者 3名
特定免除 5名 その他免除 0名
出席率 92.11%

前々回2月3日分

ホームクラブの出席者 33名 91.67%
メイクアップの結果 36名
特定免除 5名 その他免除 0名
欠席者 0名 修正出席率 100.00%

ゲスト

米山奨学生 シュレスタ・リエさん

今月のテーマ

「識字率向上月間」

ロータリーソング

「我等の生業」「四つのテスト体操」

ニコニコ箱

裏面に記載



先日は、インターシティミーティングお疲れ様でした。大東中央ロータリークラブのメンバーにおかれましては、大変ご苦労された事と思います、色々ありがとうございます。新しくなった大東市民会館キラリエホールに I.M.第 3 組より多くのメンバーが来て頂いた事は大東市にとって良い宣伝になったと思います。キラリエホールができた時は大東市にはサーティホールがあるのに・・・と思いましたが、年末年始講演会や総会等多数行われています。人が集まるのは良い事だと思いますので、これからも有意義に利用されると良いでしょう。又、先週 18 日からは中華圏の旧正月「春節」で多くの観光客が日本に来ています。人が集まるのは良い事で、各地の百貨店等で訪日外国人向けの売り上げが前年度比倍以上になっている所も有る様です。



今日の夜には木村国際委員長担当の情報集会が行われる予定です。ネパール水プロジェクトの報告が映像を交えて行われると聞いています、今から大変楽しみです。前回の例会の時もお話ししましたが、ネパールの方は大変日本に友好的で大歓迎されました。しかし、日本では難民申請が一番多いのがネパール人であり、又そのほとんどが虚偽の申請とされています。今ネパールは貧しい国ですが、世界最高峰のヒマラヤの大自然が有ります。政治が不安定で電力も不足していますが、日本大使館の方のお話によると水力発電のポテンシャルは相当余裕があるそうです。将来電力の輸出や観光で大きく発展し、今のような不正は無くなるでしょう。買物に来る外国人や出稼ぎに来る外国人等、日本がどんどん国際化しています。是非今日の情報集会に出席して、今後の情報収集をして頂きます様宜しくお願いします。

『善福寺(有馬温泉)枝垂れ桜』

●日本の桜百選 15



兵庫県神戸市北区有馬町

樹齡 250 年を超えると言われる 4 本のしだれ桜は糸桜と呼ばれ、桜を愛した太閤秀吉は千利休とともに度々茶会を開き、秀吉が千利休に命じて作らせたという茶釜（阿弥陀堂釜）も残されています。当時のご本尊は阿弥陀三尊仏で天竺伝来と伝えられ多田源氏の祖、満仲の守り仏であったと言われています。また、国の重要文化財に指定された聖徳太子立像も安置されています。





委員会報告

- ◎ニコニコ箱
- ・入会記念日 自祝 (12月) 間 紀夫 委員長
 - ・入会記念日 自祝 池田 實 君
 - ・入会記念日 自祝 森山 信一 君
 - ・入会記念日 自祝 安田 智洋 君
 - ・I.M.お疲れ様でした 大東中央 RC の皆様ありがとうございました 高島 登 君
 - ・親睦委員会 新入会員歓迎会楽しかったです 大東 弘 君
ありがとうございました
 - ・卓話をさせていただきます 感謝 樋口 秀和 君
 - ・2015年1月17日 中京競馬場にてウイングアクティブ号優勝しました
 - ・2015年1月24日 京都競馬場にてハナノシンノスケ号優勝しました 自祝 池田 實 君
 - ・佐藤会員からネパールの写真が入った USB メモリー頂きました 小川 芳男 君
ありがとうございました
 - ・親睦活動委員会 歓迎会、お世話になりました 杉原 巨峰 君
会長、幹事ありがとうございました
 - ・森岡会員 大変お世話になりました 感謝 木村 克己 君
 - ・春の家族会下見 高島会長、大東幹事、田川委員長、 東村 正剛 君
大矢会員ありがとうございました 感謝
 - ・親睦活動委員会 会長、幹事ありがとうございました 間 紀夫 君
杉原さんお世話になりました
 - ・親睦歓迎会お疲れ様でした 杉原さんありがとうございました 森岡 信晶 君
 - ・高島会長、大東幹事、連日ごちそうになりありがとうございました 感謝 山田 伸 君
 - ・歓迎会ありがとうございました 感謝 吉村 茂 君
 - ・歓迎会(2/17)を催して頂きありがとうございました 感謝 柿木 篤 君
 - ・歓迎会ありがとうございました 感謝 西山 潤一 君





◎米山奨学委員会

中 恒夫 委員長

米山奨学生 シュレスタ リエさん

ネパールから来られた米山奨学生、シュレスタ リエさんが例会を訪問され、今回ネパールに帰郷した時の事、ネパールの催事についてなど、近況報告をされました。



2月24日(火) 場所、まんま家於 国際奉仕委員会と親睦委員会の情報集会が開催されました。





「租税収入について」

樋口 秀和 会員

④財政は国や地方公共団の経済活動のことであり、租税や公債発行により、資金を調達して、公共的な目的のために支出している。

財政の目的は、市場メカニズムでは、解決できない問題を補うことである。

財政の機能は、(1)景気の安定 有効需要を調節する

(2)公共財の供給 市場メカニズムでは十分に供給されない財、サービスを提供する。

(3)所得の再分配

現在では、財政事情や経済環境が著しく変化しているので、従来からの機能を果たせるのが困難な状況になっていると考える。

⑤経済は商品等の生産による活動で、利益を獲得していくことにより、成長していくものだが、現在では輸出する商品等と輸入する原材料等の価格比が、商品等価格に対する原材料等の高騰により、資本主義経済を支えてきた基本条件が自然界の再生産や浄化能力の限界によって悪化してきているために利子率や利益率が低下してきている。

成長なき社会での経済活動が医療、教育文化等の産業の領域で活動できるように対策を検討していく必要があり、株式会社組織だけでなく、例えば地域ごとの協同組合のような組織で経済活動が活発になされるようにする。

⑥租税収入についての望ましい税制を考えるに当たっては、

① 基本的には「税の中立」という枠組みの中で考える。

② 経済活性化という観点から税制をどのように考えるかについては、税の組み合わせをどのようにするかが大切である。

消費税の課税のもとでは、貯蓄や金融投資をしても課税されないの、貯蓄も増え、資本投資が行われ経済が活性化すると考えられるが、その前提として経済成長がどのようになされるかという想定が必要である。





- ③ 租税について減税するべきか、増税するべきかという「税金の量」の問題は、経済情勢、財政事情、国民が大きい政府を選択するか等を考慮して、別の観点から検討されるものである。
- ④ 異なる経済主体や産業の間で、複雑なバランスを調整し全体として経済社会が活性化していくようにすることこそが税制改革であり、このことが究極の構造改革であるとする。
- ⑩① 税務執行については、税務調査手続き等を大幅に変更した平成 23 年 12 月改定の国税通則法は平成 26 年 1 月から全面的に施行されている。
- ② 申告納税方式とは、納税者の申告により納付すべき税額が確定することである。税務調査により、当該申告にかかる課税標準等や税額等を更正または決定する。
- ③ 質問検査権の範囲は、税務調査時期、場所等の実施細目について権限ある税務職員の合理的選択に委ねられてきた。納税者の権利と申告水準の維持という財政上の要請のバランスを図ってきた。
- ④ 国税通則法が改正され手続きが複雑になったことが、税務調査遂行に大きな支障が生じてきている。
従前の調査体制が維持できず、税務行政の合理性について疑問がでてきている。
- a. 事前通知の手続き 事前通知が原則で、その例外として事前通知を要しない場合が定められている。
- b. 調査終了時の手続き 税務署長等は、更正決定等すべきと認められない場合は、その時点においてその旨を書面により通知する。そうすると個々の調査終了が大幅に遅延することになり、調査事務が停滞することが予想される。
- c. 処分の理由附記 修正申告を勧奨することにより、更正等に係る理由附記の事務負担が免れられるが加算税の賦課決定や青色申告以外の更正等について理由附記を要することになっている。
- ⑩ 租税というものは、国家の存在を前提にしているわけであるので国家とは、国家の存在とは何かという思考が大切であるということを国民が理解する必要があると考えられる。
納税者の権利救済をどのように図るかが、法律どおりの税収を確保するかという、バランスをどのように図っていくかが重要である。

